

上野中学校子どもいじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく必要がある。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒が周囲の人とのつながりを育む活動を通して、自分自身も大切な存在であるという実感をもつとともに、互いの違いを認め合える温かな人間関係をつくり、集団の中での自己肯定感や自己有用感を味わうことのできる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、社会の一員としての自覚をもった志のある爽やかで逞しい生徒の育成を進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、校医等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートと教育相談アンケートを踏まえた教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、家庭との連絡をとりながら継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士のつながりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり

を進める。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケート（毎月1回）や教育相談アンケートを踏まえた教育相談を定期的に実施（年3回）し、問題の把握に努める。

イ 普段の生徒のささいな言葉や若あゆ日記等に書かれた内容を受け止め、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや校医等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害生徒やその保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

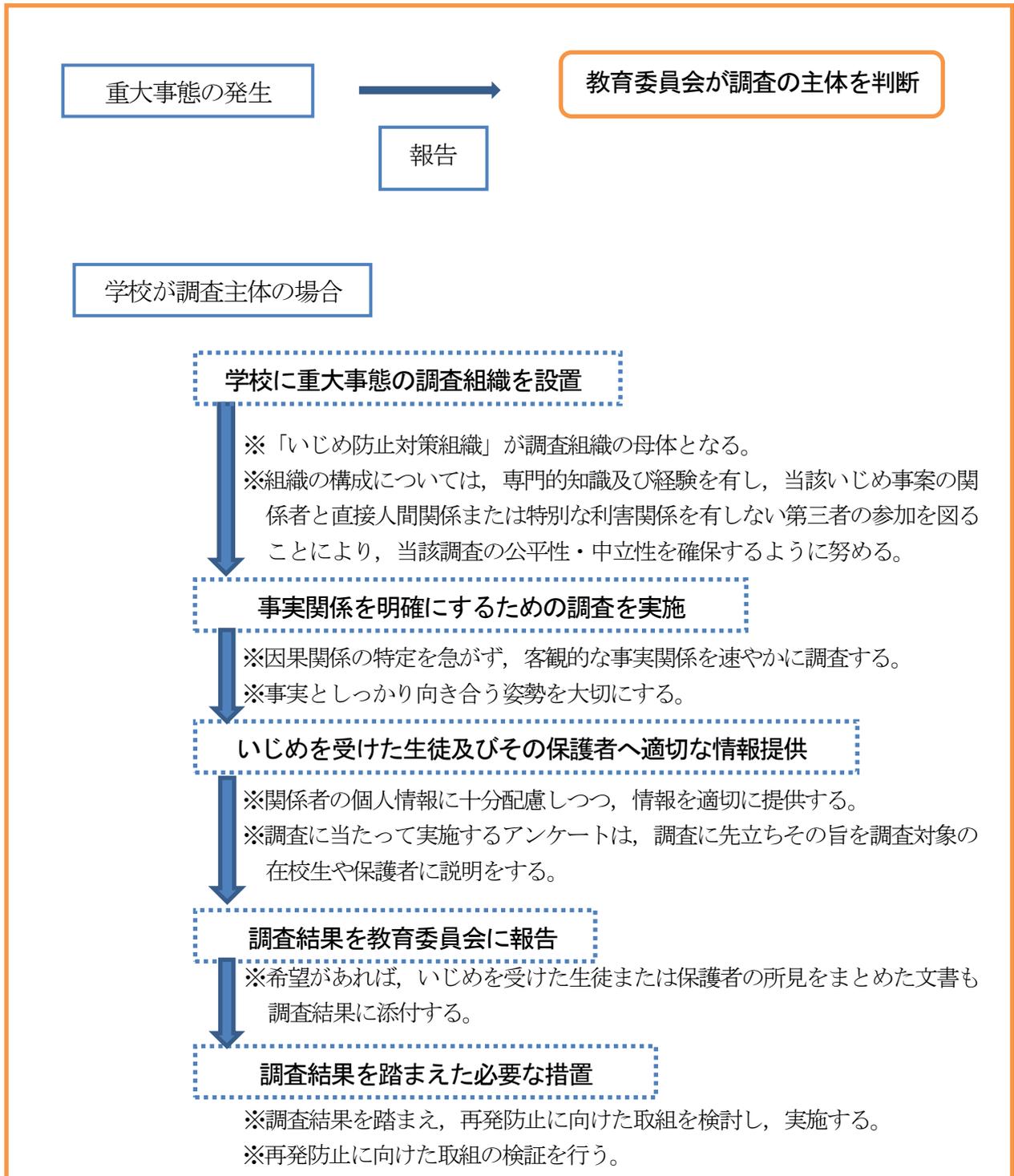
(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回（11月）実施し、いじめ・不登校対策委員会ではじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を年1回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。また、校外で行われる研修会へも参加し、共有化を図る。

- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
 (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<参考資料 取組の年間計画例>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↑	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き, 学年開き (人間関係づくり・学級のルールづくり) ○相談室やSCの児童生徒, 保護者への周知 ○情報モラル指導 (ネットモラル)	○PTA総会, 学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明	
5月		○現職研修①「生徒理解と学級づくり」	○PST-Ⅲテスト	○「いじめアンケート」 ○教育相談週間	
6月		○いじめ不登校対策委員会		○「教育相談アンケート」 ○「いじめアンケート」	○公開授業・部活動懇談会 ○学校評議員への学校行事・授業の公開と説明
7月			○ふれ愛あいさつキャンペーン	○「いじめアンケート」	○個人懇談会
8月		○現職研修②「ケーススタディ」	○職場体験学習 (2年)	○「いじめアンケート」	
9月				○「いじめアンケート」	
10月			○体育祭 ○文化祭	○「いじめアンケート」	○学校評議員への学校行事の公開
11月		○「学校評価アンケート (生徒・教職員)」の実施→検証	○ふれ愛あいさつキャンペーン ○保健指導 (各学年1月までに実施)	○「いじめアンケート」 ○「教育相談アンケート」 ○教育相談月間	○「学校評価アンケート (保護者・地域住民)」の実施→検証
12月		○いじめ不登校対策委員会	○人権週間 (講話) ○合唱祭 ○いじめ防止標語応募	○「いじめアンケート」	○個人懇談会 ○学校評議員への学校行事の公開
1月			○ふれ愛あいさつキャンペーン	○「いじめアンケート」	
2月		○自己評価	○3年生を送る会	○「いじめアンケート」 ○「教育相談アンケート」 ○教育相談月間	○学校評議員会での評価
3月		○学校関係者評価の結果を検証し, 「基本方針」の見直し		○「いじめアンケート」	
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○若あゆ日記	○あいさつ運動 ○HP・学年だよりでの啓発	

※いじめが発生した場合の対応については, 関係する職員で共通理解を図りながら, 対応していく。

